

Title	和解：そのかたちとプロセス
Author(s)	河原, 節子
Citation	
Issue Date	2014-07-23
Type	Learning Material
Text Version	author
URL	http://hdl.handle.net/10086/26808
Right	

和解 —そのかたちとプロセス—

はじめに

「和解」と聞いて、日本人の多くが思い浮かべるのは、近隣諸国との和解ではなかろうか。「先の大戦」¹から、まもなく70年もの長い年月が経とうとしているが、近隣諸国との和解は今も重要な課題の1つとなっている。国民の大多数が戦後生まれとなっており、自ら体験も関与もしたことの無い戦争にどう向き合うのか、そして、残された負の遺産を解消するために何かをなすべきか、それができるのか。

戦争終了以来、日本政府と日本国民は、近隣諸国をはじめとする関係諸国との和解を目指し、数多くの困難な努力を行ってきた。特に、終戦50周年に当たる1995年には「深い反省」の気持ちに立って、相互理解と相互信頼の構築のために、歴史研究や知的・青少年交流など幅広い分野での10年にわたる事業として「平和友好交流計画」が開始された²。それにも関わらず、過去の問題が浮上するのはなぜなのか。しばしば、日本とドイツの戦後処理や関係諸国との関係改善努力との対比が行われてきた。日独両国は、植民地・帝国主義時代の最後のフェーズに、経済力と軍事力強化を通じて「大国」の仲間入りを果たそうとしたが、第二次世界大戦で敗北し、戦争責任者は国際軍事法廷で処罰された。また、戦後の荒廃の中からめざましい経済発展をとげた点など共通点も多いことから、比較の対象となりやすいと考えられる。一方、大戦中に両国が実施した行為、戦争が両国にもたらした惨禍、戦争後の国家体制、更には地域の安全保障時環境等については多くの差異があり、単純な比較はし難い。

目をより広く世界全体に向けてみると、いたるところで、過去にまつわる様々な争いが浮上し、激化し、またそれを収める努力が積み重ねられている。特に近年、国家間の紛争に加え、国内における紛争や圧制（アパルトヘイト、中南米諸国における軍事独裁政治、日系米国人の強制収用、カナダや豪州における先住民への対応等）といった、多様な要因による対立・敵対関係を、より協力的・調和的な関係に変える取り組みとしての和解に関

¹ しばしば「太平洋戦争」や「大東亜戦争」ともよばれるが、政府による呼称にあわせて「先の大戦」とした。この戦争の呼称問題については、以下の文献に詳しい。庄司潤一郎 「日本における戦争呼称に関する問題の一考察」(『防衛研究所紀要』第13巻第3号 2011年3月)

² 同計画の趣旨は、「平和友好交流計画」に関する村山内閣総理大臣談話(1995年8月31日)による。同計画の実施には、約1000億円の予算が当てられた。

する研究が盛んであり、政治学、歴史学、心理学、社会学といった幅広い分野にまたがっている。和解をめぐるグローバルな状況や歴史的变化をみることで、和解についての新たな視点をもたらすことができるのではないかと考え、和解のかたちやプロセスについて考察してみたい。

1. 和解とは

和解とは、多義的である。和解は、「相互の意思がやわらいで、とけあうこと。仲直り」(広辞苑第6版)というわかりやすい用語の説明にもかかわらず、和解の前提として存在する争いの内容、紛争当事者の性質(個人、一定の利益を共通にする集団、国家等)、紛争当事者間の関係(個人対個人のような対等の関係、国家対政府といった非対称の関係)は極めて多様である³。しかも、社会学、心理学、宗教学等様々な学問領域にまたがる事項であるため、論者によって様々なイメージで語られる。

例えば、私法上の分野では、「和解」は、「当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約すること」(我が国の民法第695条)とされているが、これは法律上の争いの終結にすぎない。紛争当事者の心理として、法的な「和解」によって、直ちに敵対心やわだかまりが解消するわけではないことは容易に想像がつく。従って、法律上の和解は、ある意味では形式的な和解と捉えることができ、心理的な和解と同一ではない。更に、例えば集団間の紛争が存在する場合、その紛争の原因が経済的な利害対立なのか、宗教や文化の違いに起因するのか、政治的な思想・信条の違いによるのかにより、どのような手法によって和解に向けた道筋を進むことができるのか、そして紛争当事者間の関係がどのような状態になったときに和解が進展したとか、達成されたといえるのかは大きく異なる。

国家間関係において紛争が生じた際には、通常、協議、交渉等を通じた合意がなされたり、仲裁裁判等を通じて解決策が見出されるが、これらのプロセスは「和解(reconciliation)」とは呼ばれず、「紛争解決(dispute settlement)」と位置づけられる(これらの手段は武力を用いないため、しばしば「平和的紛争解決」と呼ばれる)。なお、かつては、国家間の紛争解決の手段として武力を用いた戦争が行われることもあったが、戦争状態は、単に戦争の

³ 多様な紛争のシーンにすべて対応できる「和解」の包括的定義は難しいとされている。松尾秀哉「序章 紛争の政治学・和解の政治学」『紛争と和解の政治学』松尾秀哉・臼井陽一郎編、ナカニシヤ出版、2013年、p.7

勝敗をもって終了するものではなく、講和条約の締結によって終了する。講和条約においては、多くの場合、領土・領域を画定し、賠償(reparation)について取り決め、戦争状態の終結が約される。戦い合った双方の国民の敵対心が講和条約によって直ちに完全に解消されることはないにせよ、これをもって、法的・形式的な紛争状態を終結することを約するという意味では、私法上の「和解」に近いとみることもできるが、心理的な意味での「和解」とは異なるものである。

興味深いのは、17世紀以降の講和条約には、しばしばいわゆる恩赦条項や忘却条項がおかれていたことである。例えば、30年戦争後に締結されたウェストファリア講和条約⁴では、第2条において「今後いかなる者も、いかなる口実によっても敵対行為を実施したり、敵意を表明したり、いかなる紛争も生じさせることがないように、戦争の開始以来生じた全ての行為に関し、いかなる場所・形態で敵対行為が行われたかに関わらず、永遠の忘却と恩赦が存する。・戦争の前及び最中に双方に生じた言葉、書物、暴力、敵対行為、損害に関わるあらゆることは、永遠の忘却の中に完全に放棄されるべし」と規定されている。これは、紛争の生じた根本原因及び紛争によりもたらされた結果が、将来の紛争の火種となることを防ぐため、勝者が敗者を処罰することや、被った害悪に対する不平不満を将来持ち出すことを完全に放棄することをお互いに約することにより、更なる紛争の将来を予防するという一種の生活上の知恵とも言える。19世紀になると、忘却義務を明示的に規定する条約は減少するが、それは、恩赦条項の概念の中に必然的に含まれると解釈されるようになったからであると考えられており⁵、恩赦と忘却は一体のものとして、国家間の一種の紛争再発予防手段として用いられてきたといえる。

このような講和のあり方がとられたのは、「正戦論」が無差別戦争感にとって代わられたことに加え、当時の国家体制や戦争の方法にも要因があると考えられる。すなわち、当時は国と国との戦争は王と王によって戦われるものであり、かつ、実際に兵士として戦ったのは傭兵が多かったこと、更に戦闘行為は主に戦場によって行われ、多数の一般市民が直接戦闘行為により死傷することは多くなかった。加えて、一般市民への教育や情報が限られており、国家が強大な情報管理の権限を有する中で、国王を中心とした権力者が自らの

⁴ イェール大学ロースクール Lilian Goldman Law Library の資料より、同条約の英訳を参照した。http://avalon.law.yale.edu/17th_century/westphal.asp 参照。(2013年10月20日アクセス)

⁵ Maurus Reinkowski, “Let bygones be bygones”-An Ottoman order to forget’, *Sonderdrucke aus der Albert-Ludwigs-Universität Freiburg*, pp.198-200

歴史を創り、記し、残すということが容易に行われた。そのため、講和条約と戦争終結手段により平和を創りさえすれば、国家間の「紛争解決」に加えて国民を視野にいたした「和解」が必要とされることはなかった。

このような方式が1つの大きな変化を遂げたのは、第一次世界大戦後のことである。第一次世界大戦では、科学・技術の進歩による強力な武器の開発や航空機の戦争への利用により、莫大な経済的損失と2千万人以上ともいわれる未曾有の多数の文民の死傷者をもたらした。その結果、二度とこのような戦禍を招いてはならないという世界的な動きが高まり、ヴェルサイユで署名された講和条約⁶では、恩赦や忘却といった概念が一掃されるのみならず、「国際道義に反し条約の神聖を瀆したる重大な犯行」責任を明確にし、責任者としてドイツ国家の元首であるウィルヘルム二世を特別裁判所で処罰することを規定し⁷（同条約第227条）、戦争法規違反者を訴追・処罰するための全ての関連資料の提供を義務付けた（同条約第228条）。更に、独とその同盟国の侵略によってもたらされた結果として生じた全ての損害・損失の責任は独にあることが規定された。これらの規定により、国家間の戦争の終結において、恩赦と忘却に代わって、正義の追求とそのための責任者の処罰という考え方が現れた。戦争責任を有する個人の処罰という考え方は、第二次世界大戦後のニュルンベルグ裁判及び極東裁判に受け継がれ、さらに国内紛争における重大な人道法違反の処罰のための旧ユーゴ国際刑事裁判所、ルワンダ国際刑事裁判所というアドホックな裁判所を経て、「国際刑事裁判所設置(International Criminal Court)に関するローマ規程」に基づく常設の国際刑事裁判所が設置されることとなった。このように、戦争に決着をつけるための手段として、領土画定、賠償に加え、正義の追及（責任者の処罰）が加わるようになったが、これらはいくまでも国家間の法的・公的な関係を規律するものであり、心理的・社会的な和解（相互の意思がやわらいで、とけあうこと）に必ずしも結びつくものではない。

紛争・戦争状態を終結するための当事者間の合意は、双方が各々の内部集団の多様な利害や思いを踏まえて、妥協に妥協を重ねて作り出すものである。そのため、合意内容は、各々の紛争当事者内部での構成員の不満の総和をできるだけ少なくするものであっても、

⁶ ヴェルサイユ条約（正式には、同盟及び連合軍とドイツ国との平和条約）は、アジア歴史資料センターのウェブサイトを参照した。

http://www.jacar.go.jp/DAS/meta/listPhoto?IS_STYLE=default&REFCODE=A03021294200&TYPE=jpeg（2013年11月20日アクセス）

⁷ 同皇帝は中立国であるベルギーに亡命したため、特別裁判者は設置されなかった。

全員を満足させることにはならず、かつ、その合意が成立した当時の特定の政治・経済・社会状況を背景としたものである。そのため、状況が変わったり、集団構成員間の力関係が変わったりすれば、満足度のより低い集団構成員が合意自体に不満を表明する可能性をはらんでいるといえる⁸。従って、一度成立した合意を維持するためには、両者がその合意にコミットし続ける、すなわちその合意の重要性を確認し尊重するための努力が必要であり、その継続的な努力自体が「和解」と呼ぶべき行為ととらえられる。言い換えれば、和解というのは達成目標ではなく、一種のプロセスと見ることができる⁹。

近年、和解についての研究が急速に広がりを見せているが、その理由の一つは、同一国内での和解、すなわち国内紛争後の和解や独裁政権による抑圧・人権侵害にどう向き合うかという問題が、国内問題としてのみならず、国際的な課題として注目を集めていることがあげられる。国内紛争終結、独裁国家の民主化、さらにはアパルトヘイトの撤廃といった大きな国内体制の転換の際には、和平協定の締結、新たな法制度・社会体制の整備、民主的な選挙の実施、責任者の処罰、犠牲者への補償等様々な手段がとられる。しかし、かつて憎しみ合い、場合によっては、殺しあってきた集団同士が、同一の国家の中で平和的に共存し、国民としての一体感を醸成するためには、法律・制度の改変等の公的な枠組みの整備だけでは不十分であり、過去の暴力や迫害に関する個人的な恐怖や憎しみをどのように解消するか、抑圧された集団としてのアイデンティティを如何に回復するか、そして、過去の対立や暴力行為に起因する記憶や恨みを如何に復讐に結び付けないようにするかという難しい課題にとりくむ必要がある。そのため、法律上の「紛争解決」を超えた、「和解」の重要性に注目が集まり、その中でかつての紛争や抑圧政治をどのように国家の歴史の中で位置づけるか、根深い先入観や偏見をどのように解消するか、犠牲者の心理的な痛みをどのように癒すかといった、社会学的又は心理学的なアプローチが求められるよ

⁸ 田上雅徳「ユダヤキリスト教の伝統と「和解」」『紛争と和解の政治学』、ナカニシヤ出版、2013年、p.48

⁹ Ibid, p.48.なお、和解についての研究者であり実務家でもある Lederlach は、和解を *efforts to reframe the conflict so that the parties are no longer preoccupied with focusing on the issues in a cognitive and direct manner* と定義しており、達成目標ではなく、継続的な行為と捉えている(Paul Lederlach, “Building Peace: Sustainable Reconciliation in Divided Societies”, USIP Press, 2004, p.35)。また、国内紛争後の和解についての専門家であるプリシラ・ヘイナーも、和解とは一回起性の出来事ではなく、和解について考えることは、何年もの間生活に要りこんできた心理的な障壁を克服するプロセスについて考えているとしている。Priscilla B. Hayner, “Unspeakable Truth: Facing the Challenge of Truth Commissions”『語りえぬ真実』、阿部利洋訳、平凡社、2006年、p.209。

うになっている。包括的恩赦や意識的忘却を志向すれば、不正義状態を維持することにつながるため真の民主化や人権尊重の実現からは遠ざかるが、逆に真実の追究と徹底した処罰を行えば、社会的な亀裂を深める¹⁰のみならず、最悪の場合復讐のスパイラルにつながってしまう可能性さえある。こうした、いわゆる「移行期の正義(transitional justice)」を如何に達成するかという問題は、冷戦後の紛争の多くが国内紛争であり、かつ、国家内の民族や集団間の紛争が、しばしば当該地域や国際社会全体の安定にも大きな影響を与えることから、グローバルな重要課題の一つとなっている。

その一つの証左として、国連総会において2009年が「国際和解年(International Year of Reconciliation)」と決定されたことがあげられる¹¹。同決議では、「和解」の定義を定めてはいないが、過去に紛争を経験し、その紛争が国内的又は国際的な側面で社会集団を分断させた(divided societies in their various internal, national and international facets)国や地域において、和解プロセスが緊急に必要なとした上で、敵対者間の対話と寛容及び真実と正義が和解プロセスに重要な要素だとしている。また、和解プロセスを報道するメディアの役割を考慮するとしており、公的機関による協議と合意に基づく伝統的な「紛争解決」手段に加えて、持続可能な平和のためには「和解プロセス」における多面的なアプローチが重要としている。

2. 近年の傾向

このように、国際的に和解に関する注目が集まっているが、和解プロセスが進展しているといえるだろうか。和解の努力が世界各地で積み重ねられていることは間違いないが、一方で、和解の重要性が強く認識されるようになった1980年代以降、同時に過去の問題の掘り起こし、すなわちこれまで無意識ないし意図的に顧みられなかった負の遺産とどのように向き合うかという問題意識が世界的に高まった。逆に言えば、過去を振り返る動きが加速したことこそ、和解に対する世界的な注目が高まった背景とも言える。

近年、多くの世界的リーダーが数十年や数百年も前に生じた事象につき遺憾の意を表明したり、謝罪したりする例が相次いでおり、こうした対応は「遺憾の政治(Politics of regret)」

¹⁰ 土佐弘之「移行期における正義(transitional justice 再考—過去の人権侵害と復讐/赦し、記憶/忘却—)」『東京大学 社会科学研究所』第55巻第5・6合併号、特集：冷戦終結と内戦、p.84

¹¹ A/RES/61/17。決議自体は、2006年11月20日に採択された。

ともよばれている¹²。レーガン米国大統領（肩書きは、当時のもの。以下同様。）の日系米国人強制収用に関する謝罪（1988年）、ヴィシー政権下でのフランス人のナチとの協同（いわゆる「コラボ」）に関するシラク大統領による公式な認定（1995年）、クリントン大統領の米国政府による黒人集団人体実験に対する謝罪（1997年）、ブレア英首相のアイルランドにおけるジャガイモ飢饉¹³の際の援助不足についての遺憾の意の表明（1997年）、ローマ教皇ヨハネ・パウロ二世による過去2000年にわたるキリスト教徒が犯した全ての罪の告白と赦しの求め¹⁴（2000年）、ジョージ・W・ブッシュ米大統領による奴隷貿易を「歴史上最悪の犯罪の一つ」と認める発言（2003年）¹⁵、ラッド豪首相の「盗まれた世代（Stolen Generations）」（注：政府の政策により、親から強制的に引き離された先住民の子供たち）に対する謝罪（2008年）等、枚挙にいとまがない。いうまでもなく、対象となった行為の全ては、その当時自国が合法かつ正当な行為として行ったものであり、長年を経て現代の価値基準に照らして、極めて不当との公式な判断が下されたものである。

通例、国民の連帯感を強めるために国家の夢や栄光を語る国家のリーダー達が、遠い昔の目を背けたくくなるような過去の歴史をとりあげる行為が急速に広まった背景には何があるのか。第一にあげられるのは、人権意識の高まりである。第二次大戦中、ナチスは他国による侵略行為に加え、自国民を含む特定の集団へ集団殺害を実施したことから、国連憲章では、人権の尊重が平和の基礎であるとの理念を明確にし、国際社会において個人や集団に一定の地位が認められるようになった¹⁶。とはいえ、第二次大戦直後は、自由と民主主義を標榜する米国でさえ、黒人を差別する施策が広範に実施されていたが、60年代の公民権運動と共に人権の尊重が名目だけではなく、実質的なものでなければならないという

¹² Jefferey Olick and Brenda Coughlin, 'The Politics and Regret: Analytical Frames', in "Politics and the Past" edited by John Torpey, Rowman & Littlefield publishers, pp.38-42

¹³ この飢饉は、1845年から48年に起こったとされ、その結果約100万人が死亡し、約100万人が海外に移住したとされている。Richard Kileen, "A Short History of Ireland" 『図説 アイルランドの歴史』、鈴木良平訳、彩流社、pp.142-147

¹⁴ 2000年3月12日、二千年記に当たっての恩赦の日におけるミサでのスピーチ。
<http://www.ewtn.com/library/PAPALDOC/JJP2UNPR.HTM>（2014年1月12日アクセス）

¹⁵ <http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2003/07/20030708-1.html>（2014年1月13日アクセス）

¹⁶ 具体例としては、1948年に採択された人権規約（社会権規約及び自由権規約）をはじめとする、基本的人権の具体的内容を規定する様々な条約及び、人権違反に関する個人通報制度があげられる。

観念が世界的に広まった。また、特に人権意識が高い国においては、政府による過去の抑圧行為を公式に認定し、謝罪することで、かえって過去の政策との決別を印象づける狙いがあると考えられる。こういった動きに触発され、歴史学の視座が過去の栄光や英雄に焦点をあてるよりもむしろ、人種、出自、性別を理由とする犠牲者や抑圧されたものに注目する動きが広まった¹⁷。

次にあげられる背景は、ホロコーストを発端とする個人に対する賠償請求の高まりである。ホロコーストは国家を対象にしたものでなく、かつ主たる被害者であるユダヤ人は世界各国に居住するがゆえに、ナチスによる集団殺害に関する賠償措置が、一括支払い協定という形にせよ、国内法に基づく個人的請求を基礎にするにせよ、国家対国家の戦時賠償とは異なり、ドイツ（注：当時は西ドイツ）という国家から個人への補償として実施されることとなった。当時の国際法では、国際法違反による被害者個人は、加害行為を行った国家に対する請求権を有しないとされていることから、ドイツはこれらの補償は国際法上の義務としてではなく、同義的義務として行ったという見解をとっている¹⁸。同義的義務として自発的に行った行為であっても、これは実態として、組織的に不当な人権侵害を行った国家が犠牲者に対して補償を行うという先例となり、国家による不当な行為の犠牲となってきた様々な集団・個人が過去の問題を追及する契機を与えることとなる¹⁹と共に、賠償請求運動の中で世界的モデルとして用いられていく。

第三の背景は、80年代から90年代初頭にかけて、中南米で軍事独裁政権下にあった国々が相次いで民生に移管したこと及び、冷戦の終結により80年代末から東欧諸国が民主主義体制に変化したことである。この過程で、独裁政権による人権抑圧を明るみに出すと共に、独裁政権下で圧制に関わってきた人々を裁きつつ、いかに社会と統合するかという課題が現れた。また、冷戦下における国際政治の関心は、社会主義陣営と自由主義陣営との闘争に集中していたが、そうした極度の緊張状態から解放されて、自由主義諸国は自らの足元を見るようになったこともあろう。ちょうど同時期に南アフリカでは、長年続いたアパルトヘイトが撤廃され、少数の抑圧者であった白人、大多数の犠牲者である黒人、直接抑圧には関わらないが傍観してきた白人といった集団間での相互不信や憎悪を超えて、い

¹⁷ “Politics and the Past”, p.101

¹⁸ ライナー・ホフマン「戦争被害者に対する補償—1949年以降のドイツの実行と現在の展開」『立命館法学』（2006年2号）、p.300

¹⁹ トーピーは、ホロコースト犠牲者によって開始された“commemorative” claim が植民地主義やアパルトヘイトの犠牲者によって用いられているとしている。”Politics and the Past”, p.21

かに平和的かつ安定的な新しい国家を作るかという壮大な挑戦に直面することになった。国内における集団間の和解が最大の課題になったこれら諸国においては、過去の悪行を不問に付したままでは前に進めず、まず真実の究明（誰が、なぜ、何をして、何が起こったのか）が不可避であるが、不当な行為を行った者の数が莫大であり、全員を通常の裁判で裁くことが物理的に困難なことに加えて、厳しい処罰は社会をさらに分断するとの危惧がある。そのため、処罰と恩赦のバランスをとり、その際事実の告白や悔恨の念の表明を加味するといった手法がとられた。こうして、多くの国で、「真実和解委員会(Truth and Reconciliation Commission)」が設置され、国内紛争や独裁政治後の国づくりを目指す多くの国家における和解の新しいシステムとして世界的な注目を集めた²⁰。

こうした一連の動きを背景として、世界各地の様々な行為による犠牲者集団が、謝罪や補償を要求する運動を強め、後続の運動にインセンティブを与え、連動する形で展開されるようになった²¹。

3. 和解の手法

こうした、極めて現代的な環境における「過去の問題」に取り組み、平和的かつ安定的な社会を築くためにどのような和解の方策がとられているのであろうか。国家間、集団間、集団と国家等、紛争当事者同士の関係や紛争の原因は極めて多様であるが、一連の和解のプロセスの中でしばしば共通して用いられる手法とその特徴について考察する。

(1) 謝罪と赦し

いさかいが生じた後、敵対的な関係を改善し、元の状態に戻すために用いられる手段の1つが謝罪(apology)である。類似の行為としては、後悔(remorse)や悔恨(contrition)の意の表明、遺憾(regret)の意の表明がある。これらは、特定の行為や状況が生じたことを残念に思うとの判断を表明するものであるが、謝罪においては、そうした事態が生じた責任を負

²⁰ 各国の真実和解委員会（又は真実委員会）のマンデートや構成は大きく異なっている。その比較検討、実際の活動内容、課題、成果等については、『語りえぬ真実』に詳しい。

²¹ 例えば、ホロコーストの犠牲者、第二次大戦中に強制収用された在米日系人、土地を奪われた米国先住インディアン、子供を強制的に寄宿舎に送られて文化や言語を剥奪されたカナダ先住民の子供、米国の黒人奴隷の子孫等による、賠償や謝罪の要求の連動があげられる。John Torpey, “Making Whole What Has Been Smashed”『歴史的賠償と「記憶」の解剖』、藤川隆男他訳、pp.63-65,102,165。トーピーは、こうした全世界的動きを念頭に、「人間状態の改善を求める舞台としての過去に没頭するようになるという大きな変化を助長した」としている。同書、P.65

っているとの認識も含んでいることが特徴である²²。また、後悔や悔恨には、犯した罪を認識すると共に、二度と罪を犯さないという改心の誓いがこめられており、キリストの教の教義においては、こうした行為によって神に罪が赦され、神との和解を通じて人間同士が和解できると解されているため²³、謝罪や悔恨が特別の重要性を有するとされる。

個人が自ら行った行為の不適切さを認め、相手方にその認識を伝えるこれらの行為は、一般的に良好な関係の構築を目的とする勇気を有する行為ととらえられる。但し、国家が行う場合には、その構成員たる国民の中に様々な見方や立場が存在することから、より複雑な考慮を要する。また、謝罪を行った場合には、関連する行為の結果についての責任をとることについて期待を与えることにつながり、被害者は現状を改善するための具体的な行為（奪われたものの回復や損害賠償等）を期待し、その期待が満たされないと、単なるリップサービスであったとの批判がなされうるとのリスクがある。加えて、様々な問題や状況が複雑に絡み合った過去の問題を穿り返すときりがなくなり、際限なく謝り続けなければならないのではないかという危惧が伴う。

最も難しいのは、謝罪や遺憾の意の表明を誠実に行ったとしても、それが本当に関係改善に結びつくのかは定かでないことである。ミノウは、心からの謝罪と表面的な謝罪を区別することが重要とした上で、適切な謝罪の条件として、完全に自発的であること及び一切の言い訳や自己正当化をしないことをあげている。その上で、こうした条件を満たした誠実な謝罪であっても、謝罪は「独白」ではなくコミュニケーションであるので、それを受け取るか否か、それによって赦しを与えるか否かは最終的に被害者にしか決められないとしている²⁴。

こうした見解は、倫理的な観点からは肯定されるとしても、これを例えば国家間の紛争後の状況にあてはめるとすると、困難な問題を惹起する。第一に、言い訳や自己正当化をしないという点について、歴史上、双方共に相手が先に攻撃したのに対して自衛権を発動

²² Robert R. Weyeneth, "The Power of Apology and the Process of Historical Reconciliation", *The Public Historian*, Vol.23, No.3, p.17

²³ キリスト教においては、罪を犯したものが罪を告白し、悔い改めることにより、神に赦され、神の赦しを通じて人と人との関係に平和がもたらされるとされている。田上雅徳「ユダヤ＝キリスト教の伝統と「和解」」、『紛争と和解の政治学』p.41。なお、2000年3月12日のローマ教皇ヨハネ・パウロ二世の祈りでは、キリスト教徒による行為の犠牲者に対してではなく、神に対して告白し、繰り返し神に赦しを請うている、

²⁴ Martha Minow, "Between Vengeance and Forgiveness", Beacon Press, 1998, pp.112-116

して防衛しようとした結果として武力紛争に至ったとの立場がとられることが多い通り²⁵、紛争が生じた原因が100%一方のみにあり、他方が100%犠牲者であるという構図は少なく、正義が悪者かではなく、勝者が敗者かによって決着がつけられるのが伝統的な国際関係の現実であった。また、明らかに一方が攻撃をしかけたような場合であっても、両当事国内の様々な集団の関わりやそれによって受けた利益・被害は千差万別であり、戦争決定に関わった者、反対したことに対して処罰された者、経済的利益を得た者・失った者、戦没者やその遺族等々、戦争開始及びそれによってもたらされた被害や結末に対する責任は大きく異なる。それにも関わらず、一つの国の国民という総体として戦争の開始から終結にいたる判断及び事象を総括し、仮にその結果として謝罪や遺憾の意の表明という統一的なメッセージを発することになれば、国内の様々なグループからの多様な思いを包摂する必要があるため、微妙なバランスの上に立つことになる。従って、こうしたメッセージの表明には国内各層の幅広い理解と協力を得るという政治的な努力を必要とすると共に、一定のリスクをはらむものである。しかも、ミノウのいうように、謝罪や遺憾の意の表明は双方向のコミュニケーションであるがゆえに、努力して作り上げたメッセージが相手側にどのように受け止められ、どのような反応がなされるのか、そしてそれがどれだけ関係改善に資するののかは基本的に相手国次第との面が否定できない。しかも、相手国内にも、戦争にまつわる様々な思いと経験を有するグループが存在し、国民を代表する政府としては、そうした多様なグループからの世論を踏まえて対応することになるため、政府間のみで双方のコミュニケーションの成果を事前にコントロールすることは困難となる。リンドは、戦争後の和解に関する複数の事例をとりあげて、謝罪や遺憾の意の表明とその効果を分析した結果として、悔恨の念の表明は、過去に敵対した国の脅威認識を下げるため、双方の関係改善に一定の効果があることを認めた上²⁶で、自国のアイデンティティーや愛国心を重視するというイデオロギー的な理由や、戦時下で筆舌に尽くしがたい苦難を経験した国民の報われたいという思いによって、和解を目指したこうした行為が、国内からの歴史の否定という反発(backlash)を招く危険性を指摘している²⁷。一部の集団のこうした反発が

²⁵ 国際連盟規約の下では、仲裁裁判判決や連盟理事会の報告から3ヶ月以上経過しても国際紛争が解決されない場合等、一定の場合には、戦争が紛争解決手段として許容されていた。国際紛争解決手段として武力の行使が原則禁止された国連憲章下では、多くの武力紛争が自衛権の行使として実施されてきた。

²⁶ Jennifer Lind, "Sorry States", Cornell University Press, 2010, p.180.

²⁷ Ibid. p.164

相手国に伝わると、真意についての疑念や批判を招き、その結果謝罪をしたことによりむしろ関係がより悪化する可能性もあるとしている。そのため、悔恨と歴史の否定の中間的な施策をさぐるのが適当とし、また際限のない非難合戦を避けるためには、過去の不正や暴力を一方の他方に対する野蛮な行為として非難するのではなく、人類の歴史における共通の悲劇として認識する努力が有効ではないかと示唆している²⁸。

(2) 賠償と補償

賠償(reparation)や補償(compensation)は、いさかいに終止符を打つために頻繁に用いられる方法である。いずれも、一方が他方に与えた損害を補填する行為であるが、特に、賠償(reparation)という用語は、一般的に国際法上の主体間で、一国家の故意又は過失により他国家の権利を侵害し、これによって惹起した損失や損害を補償する行為とされている²⁹。戦争後の当事国間での課金の要否とその内容についての決定は、戦争状態を終了させるために不可欠な要素となってきたが、古くは戦勝国が敗戦国に軍費を回収するという性質であったものが、第一次世界大戦を契機に違法な侵略や戦争手段という不法行為に対する一種の制裁金としての意味も含まれるようになった³⁰。戦費回収であれ、違法行為に対する賠償であれ、戦争による被害の清算は当事国間で処理し、当該国内で個人が被った被害について如何に対応するかは、それぞれの国内で処理されるのが国際法上のルールである。

こうした伝統的ルールに新たな要素を加えることになったのが、第二次世界大戦中にナチスが行ったホロコーストや強制労働に関する損害賠償(compensation)である。ホロコーストは、対外的な戦争行為の一部ではなく、自国及び占領地域内での特定の民族やグループの集団殺害という特殊な性質を有すると共に、主たる犠牲者であったユダヤ人の国家がイスラエルとして新たに誕生したため、被害者及び被害者集団に対する償いは新たな形をとることになった。第一に、1952年に締結されたイスラエルとの賠償協定(いわゆるルクセンブルグ協定)では、総額34億5千万マルク相当の賠償が規定され、その大半は世界中に住むユダヤ人のイスラエルへの定住を可能にするためのイスラエル国家に対する現物賠償とされたが、一部(4億5千万マルク)は資金の形でユダヤ人物的賠償会議(Conference on Jewish Material Claims³¹)を通じてユダヤ人犠牲者、特にイスラエル国外に居住する

²⁸ Ibid, p.190

²⁹ 入江啓四郎、『国際賠償補償処理』、成文堂、1974年、P.14

³⁰ Ibid., p12-14. 杉原高嶺、「近代国際法の法規範性に関する一考察」『国際社会の法構造 その歴史と現状』、東信堂、2003年、p.100

³¹ ユダヤ人の利益に関心を有する23の団体を代表する組織

犠牲者への直接支払いに当てられることが決定された³²。加えて、1959年から1964年の間に、ドイツはナチスによる迫害の犠牲者に対する補償のために、一括支払いを規定した二国間の条約を12カ国と締結した³³。これらは、形式的には国家対国家の権利義務関係を規定するものであるが、ナチスによる自由の剥奪や健康上の損害等を被った犠牲者個人に対する支払いを義務付ける点で、通常の賠償協定とは大きく異なる。(例えば、英国との協定³⁴では、100万ポンドの一括支払いを規定し、具体的に各個人にどのように資金を分配するかは英国政府の専権事項(discretion)とされているが、被害者個人へ資金を分配すること自体は条約で義務付けられている。)

伝統的な戦後賠償とは別個のこうしたホロコースト被害者に対する補償は、ナチス政権に関連する別のカテゴリーの被害者に対する補償へ拡大するとともに、もう一方では、世界各地における様々な形態の国家による人権侵害行為に対する補償要求の拡大へとつながることになった。前者の具体例の1つが、ナチス時代の強制労働の犠牲者への補償に関して2000年に締結された「記憶・責任・未来財団」設置に関する米独間の協定³⁵である。これは、ナチス時代の強制労働の犠牲者によるドイツ企業を相手取った損害賠償請求訴訟が、1990年代に米国裁判所で団体訴訟(class action)として提起されたことに端を発したものである。これらの訴訟は、外国人不法行為請求権法³⁶に基づいて提訴されたもので、こうした請求訴訟の国際法上の許容性は疑問があるとの指摘もあるが³⁷、訴訟が長引くと費用と労力がかさむことに加え、米国内におけるドイツ企業のイメージが傷つくことを懸念し、今後一切の民事上の損害賠償責任を免れることと引き換えに、強制労働の被害者に一

³² Frederick Hong, “The Reparation Agreement between Israel and the Federal Republic of Germany”, *American Journal of International Law*, Vol.48 No.4, 1954, pp.566-567

³³ 「戦争被害者に対する補償」、p.302

³⁴ Agreement between the United Kingdom of the Great Britain and Northern Ireland and the Federal Republic of Germany concerning Compensation for United Kingdom Nationals who were Victims of National-Socialist Measures of Persecution, *Treaty Series* No.42 (1964)

³⁵ Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Federal Republic of Germany concerning the Foundation “Remembrance, Responsibility and the Future”

³⁶ この法律は、18世紀末に、海賊行為による損害賠償請求を可能にするため制定され、国際慣習法や米国が批准した条約に反する不法行為に関して、米国裁判所が管轄権を有すると定めている。<http://cyber.law.harvard.edu/torts3y/readings/update-a-02.html> (2014年1月20日アクセス)

³⁷ 「戦争被害者に対する補償」、p.305

定額の補償³⁸を行うための基金をドイツ政府とドイツ企業が共同で立ち上げることを決定した³⁹。強制労働の被害者対ドイツ企業という民事上の損害賠償請求訴訟の解決策として米独の政府間の協定が締結されたことは極めてユニークなアプローチである。これは、ドイツ企業とドイツ政府が、新たな基金を立ち上げて補償の枠組みを設置することにより今後一切同種の訴訟が米国で提起されることを防ぐために、米国政府のコミットメントを必要としたからであると考えられる。米国は三権分立を適用しており、政府が裁判所の判断をコントロールすることは本来できないが、同協定第二条において、米政府は、これらを対象にする訴訟が提起された場合には、設置される基金のみを通じて解決することが外交上の利益にかなうものであるとの公式な主張(Statement of Interest)を裁判所に行うことが協定により義務付けられ、これによって将来訴訟が提起された場合でも請求が棄却される可能性が高いことが期待されている⁴⁰。

同様に米国内裁判所における団体訴訟に端を発する補償としては、スイスの銀行に対する訴訟があげられる。スイスの銀行がナチスと協力してユダヤ人の口座を隠したり、マネーロンダリングをしたことについて補償を求める訴訟が、1996年及び1997年にあいつで米国裁判所に提訴された。裁判所は請求を棄却せず、紛争当事者に和解を促し、裁判所としても積極的に協力するとした。その過程で、スイス銀行連盟が設置した委員会及びスイス議会が設置した委員会が当時の口座記録を詳細に調査した結果、600万以上もの口座がナチス時代に存在し、そのうち、30万の口座が現に存在していること、そして2万1千件から3万6千件がホロコースト被害者と関係すると認定した（総額は、約6億ドルから約14億ドルと算定）⁴¹。その結果、スイス銀行と被害者団体は1998年に12億5千万ドルの和解金に合意すると共に、2000年には支払い計画が裁判所により承認された。

さらに、ホロコーストという深刻な人権侵害による被害者に対する補償は、全く異なる

³⁸ 米独間の協定の Annex A 第四条によれば、強制収容所で労働を強制された *slave laborers* には、一人当たり1万5千マルクを上限とし、また、それ以外の厳しい環境下で労働を強制された *forced laborers* には、5千マルクを上限として、一括支払いがなされることが規定されている。

³⁹ 総額100億マルクであり、独政府及び独企業が半々ずつ拠出。

⁴⁰ 請求が棄却されることが外交上の利益であるとしつつも、その外交上の利益が棄却についての独立した法的理由(*independent legal basis*)にはならないことは明確に記載されている（同協定 Annex B 第7項）

⁴¹ Chari C. Reig, "The Swiss Banks Holocaust Settlement", NYDOCS/1288206.1/0795507-0000264275

形態の被害者の補償要求を促進することとなった。その一例は、第二次世界大戦中における日系米国人強制移住問題である。これは、太平洋戦争開戦直後、米国政府が日系米国人を国家安全保障上の脅威とみなし、約12万人の日系人がコミュニティーごと太平洋沿岸から強制退去させられ、一時的な収容施設や強制収用施設での生活を強いたことに対する謝罪と補償要求である。この運動は、単に特定の集団が虐げられ被害を被ったということではなく、米国憲法違反、すなわち国家による法の支配に対する侵害行為として訴えたという点が特徴である⁴²。すなわち、ホロコーストの被害者の補償要求と同様、単なる不法行為に対する損害賠償請求ではなく、公の秩序に反する行為に対する正義の追及の行為といえる。こうした運動の結果、1988年に「市民的自由法(Civil Liberty Act)」が採択され、被害者個人に2万ドルが支払われることが決定されると共に、同法への署名に際してレーガン大統領は、抑留が不当であったと認めて謝罪した。同様にカナダにおいても、1988年に強制移住に関して1人当たり2万1千ドルの補償が決定されると共に、首相が公式謝罪を行った。

また、カナダ及び豪州では先住民の子供を家族から引き離して教育し、言語・文化・伝統を消滅させる政策をとっていたことに対して、補償を求める動きが活発になっていた。例えば、カナダにおいては、1874年から100年以上にもわたって、先住民の子供を家族から引き離して教育するために130校以上の寄宿学校が運営されていたが、この問題が初めて裁判所に提起されたのは1988年とされている⁴³。その後、この問題に関する調査委員会が結成され、学校での虐待や劣悪な環境といった問題が確認されたが、当初政府は個人への補償を拒否し、癒しを目的にする事業のみが実施された。しかし、2001年には損害賠償請求訴訟が4千件を超え、審理に時間がかかりすぎることやケース毎の判決の差が問題人となり、連邦下院議会は元寄宿学校生徒全員への補償の支払いを勧告した。この勧告に基づき加政府は1人当たり1万ドルの補償(Common Experience Payment)を支払うこととなった。

こうした先住民への抑圧と文化・伝統の剥奪は、強制的にヨーロッパ白人の支配下に入ったという意味で、奴隷として米国に移住させられた黒人やその子孫の問題とも関連し、更に広がりを見せることとなった。奴隷制度や右に基づく人種差別に関して黒人に対する

⁴² 『歴史的賠償と「記憶」の解剖』、p.131

⁴³ カナダの先住民に関する事例は、以下の文献を参考にした。広瀬健一郎、「カナダ首相による元インディアン寄宿舎学校生徒への謝罪に関する研究」、『鹿児島純心女子大学国際人間学部紀要』第17巻。

賠償要求を求める人々は、ホロコースト犠牲者、日系米国人⁴⁴、先住民に対して支払いが行われたのだから、「今度は我々の番だ」との主張がみられ、要求の広がりはとどまるところを知らない⁴⁵。

上記のような補償の要求とその実現という動きの中で、いかなる形態であれ、深刻な人権侵害や重大な人道法違反があった場合には被害者への賠償を行うべきとの理念が国際社会の中で徐々に形成されてきた。1988年には、国連人権委員会の下で「少数者の保護と差別の防止に関する下部委員会」が、深刻な人権侵害や人道法違反が行われた場合における補償(compensation)についての国際的な基本原則について検討を開始することを決定し、2005年にはその成果として「重大な国際人権法違反及び深刻な人道法違反の犠牲者のための救済と賠償に関する基本原則とガイドライン⁴⁶」が国連総会においてコンセンサスで採択された。同原則は、新たな法的義務を生成するものではなく、既存の法（国内法及び国際法）に基づいて救済される権利を実現するためのメカニズムについて、基本的理念を明らかにするものであるとされている。侵害行為が国内レベル或いは国際レベルで行われる場合に、双方に統一的な規範を定めたことが特徴である。このことから、賠償行為は国家間で行われる損失補填であるという理念が変化し、個人もグローバルな賠償の枠組みに参加しようという新たな傾向を示すものととらえられる。

国際社会における人権意識の高まりと賠償（及びその一形態としての補償）の急速な広まりは、和解の動きとどのように関連しているのであろうか。謝罪には、関係改善への重要なメッセージが込められている一方、「言葉は安上がり」という批判を受ける可能性もあり、被害や損失に対する何らの賠償もない場合は、謝罪自体の真剣さに疑問をいだかせる可能性がある⁴⁷。ミノウは、賠償を、報復的な(retributive)アプローチではなく、回復的(restorative)なアプローチの1つと位置づけ、紛争当事者双方の社会的関係や壊された平和の再建に役立つのみならず、犠牲者を怒りから解放するとの効果を指摘している⁴⁸。その意味で、和解における賠償の重要性は否定できないが、誰に対して賠償をするのか、例えば、

⁴⁴ 日系米国人への補償とアフリカ系米国人の補償問題の関連は、“Between Vengeance and Forgiveness”, p.101 を参照。

⁴⁵ 『歴史的賠償と「記憶」の解剖』、p.175

⁴⁶ Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violation of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law, A/RES/60/147

⁴⁷ “Politics and the Past”, p.23

⁴⁸ “Between Vengeance and Forgiveness”, pp.91-92

紛争や戦争後に被害を受けた個人への支払いとするか、それとも国家の復旧のための支払いとするかは1つのジレンマとなる⁴⁹。さらに、その補償が償おうとしている損失が、経済的、身体的、精神的、文化的なものかによって、どのような形の補償が必要とされているかも異なってくる。いずれにせよ、純粹に財政的な損失を金銭で償うという場合を除いては、命、健康、人間としての尊厳といった失われたものが金銭や物による賠償によって完全に回復されるわけではないことは明らかである。従って、賠償によって損失が補填されて紛争前の状況にもどったと認識することは、被害者にとっては受け入れられない可能性もあり、賠償はいわば償えないものを償う(repair for the irreparable)という側面がある⁵⁰ことを認識する必要がある。

特に、大規模な紛争や戦争の場合は、犠牲者が極めて多数にのぼり、損害も計り知れないため、本来の損害額に比べて非常に小額しか支払い得ない場合も多く、その場合は損失の実質的補填というより、象徴的な意味合いが強いものとならざるを得ない。それでも、当事者同士が賠償につき合意することは、双方が将来同じ問題を紛争の種にしないという約束をしたことを意味する。従って、賠償を支払った側は、これで過去に決着がついたと認識するのに対し、受け取った側はこれを以って精神的な傷や文化的な損失も含めた全ての損失が完全に回復されたわけではないとの思いを持ち続けた場合、大きなパーセプションギャップが生ずる。ミノウは、賠償を「加害者と被害者が復讐と赦しの間の狭い道を歩む招待状」であると位置づけ、和解は賠償という一時的な行為によって達成されるわけではなく、その行為をきっかけに両者の関係を変質(transform)させるための努力が必要としている⁵¹。その意味で、謝罪と同様、賠償も一方的な行為ではなく、将来に向けたパートナーとしての双方向の関係構築のための発射台の役割を果たすものといえる。

(3) 記憶と歴史

謝罪や賠償といった伝統的な和解の手法に加え、近年では過去の出来事の記憶(memory)と記念(commemoration)が注目を集めるようになった。過去の悲劇や過ちについての記憶を残し続けることは、適当な形で行われれば、将来の争いや対立の予防に資するものである。古来より、国家による過去の記憶は、輝かしい栄光や成功を記念日や記念碑という形で刻印し、後々の世代まで伝えることを目的としてきたが、近年ではむしろ、いわゆる「負

⁴⁹ “Politics and the Past”, p.22

⁵⁰ “Between Venegence and Forgiveness”, p.93,102

⁵¹ Ibid., p.106

の歴史」を記憶し、後世に伝える活動が活発化し、世界各地で大々的に展開されている⁵²。国連では、2005年に「ホロコースト犠牲者の記念日」⁵³が設定され、奴隷制度廃止200年記念となる2007年には、「奴隷制度と奴隷貿易の被害者の記憶の日」⁵⁴が定められると共に、こうした悲惨な出来事を若い世代に伝えるための教育プログラムが活発に実施されている。博物館を通じた記憶の伝承と伝播も盛んであり、1993年にワシントンにホロコースト博物館（予算の半分以上が米連邦予算による）が、2004年には、ルワンダのキガリ市にジェノサイド10周年を記念して博物館が設置され、さらに2007年には奴隷貿易の拠点であった港のある英リバプールに国立の奴隷博物館が設置された。立法を通じた記憶の活動もみられ、フランスでは、「歴史の記憶法」と総称される複数の法律が1990年から相次いで制定された。個々の法律ではホロコーストを否定した者への処罰⁵⁵、1905年のアルメニア人虐殺があったことの公式認定⁵⁶、さらに奴隷制度が「人道に反する罪」に当たるとの認定⁵⁷が規定されており、異なる認識がありうる特定の歴史認識問題について、国内法で認識を規定するという際立った特徴を有している⁵⁸。

何世代もの前の出来事を如何に将来に残すかは、伝統的に歴史の役割とされてきた。過去においては、歴史は権力者が作り上げるものであり、権力者が変わると歴史が書き換えられるようなことも珍しくなかったが、近代では歴史は歴史家による事実に基づく客観的な調査研究をベースにすべきものとされている。客観的な分析手法を用いるとしても、個々の出来事の意味や背景、他の出来事との関連性については多様な解釈が存在することが広く認められている。近年新たに生じている記憶に関する運動の背景には、こうした歴史家の叙述する歴史とは別の次元で、ある出来事に共通体験を有する集団及びその子孫が、過去の体験を想起すると共に自らの現在のアイデンティティと結びつける「集合的記憶

⁵² こうした傾向を、「記憶文化の世界化(cosmopolitanization of memory culture)」とよぶ専門家もいる。Jeffrey K. Olick et. al, Introduction, in “The Collective Memory Reader”, edited by Olick, et, al, Oxford University Press, 2011, p.31

⁵³ A/RES/60/7

⁵⁴ A/RES/62/122

⁵⁵ 「人種差別、反ユダヤ主義その他の排外主義的行為を抑圧するための1990年7月13日法」：90-615号。

⁵⁶ 「1905年のアルメニアにおけるジェノサイドを確認する2001年1月29日方」：2001-70号。

⁵⁷ 「奴隷売買と奴隷制度を人道に反する罪と認める2001年5月21日法」2001-343号

⁵⁸ これらの法律の内容や背景については、丸岡高弘「戦争の記憶と記憶の戦争—フランスにおける植民地主義の評価をめぐる論争—」『南山大学ヨーロッパ研究センター報』第13号を参照した。

(collective memory)」の重要性の高まりがある。本来極めて個人的かつ主観的な思い出としてとらえられる記憶に対して、ある集団に固有な記憶という「集合的記憶」の概念を始めて明確に位置付けたのは仏の社会学者アルヴァックスといわれている。アルヴァックスは、多くの具体的事例をとりあげながら、記憶の生成過程において社会通念・環境や周囲の人々の記憶が大きな影響を及ぼすことに着目し、個々人の記憶とは別に、共通の社会的な背景を有する集団（特定の階級、家族、同級生等）に個人の思い出が組織化・集積された「集合的記憶」が存在するとしている。思い出を有する個人がなくなれば消えてしまう個人的な記憶と比較して、集合的記憶は構成員の一部が忘却した事象についても相互の記憶に依拠できる点で、持続性の高いものであるとしている⁵⁹

アルヴァックスは、歴史と集合的記憶は、二点において異なっているとしている⁶⁰。第一に、歴史は全ての事象をまず同等かつ客観的に観察し、細部を全体にまとめていく作業により形成されるが、集合的記憶はその集団固有の事象や認識にのみ着目していることである。第二に、歴史は、その考察対象となる民族や集団が失われたあとも持続するが、集合的記憶は、その記憶を保っている集団の意識の中でしか生きながらえられない。すなわち、記憶の相互依拠による保持と再構築の過程では、構成員相互間に共通の所与や観念が基礎として必要であり、こうした共通点がなくなれば集合的記憶は消失してしまうとしている⁶¹。言い換えれば、集団の構成員に共通する思考や社会認識と集団自体の存在は命運を共にするため、集合的記憶は、集団の共通認識と集団の存在とをつなぐ架け橋になるのであり、集団としてのアイデンティティーの持続のためには集合的記憶の維持が不可欠となる⁶²。19世紀のフランスの思想家であるルナンは、「国民とは何か」の中で、国民とは人種、言語、宗教や地理的区分によって形成されるものではなく、過去における記憶の遺産の共有、すなわち受け取った遺産を運用し続ける意志により形成されるものとしている。特に過去における共通の苦悩は歓喜以上に人々を結びつける⁶³としており、国民という集合体を結びつける紐帯としての記憶の重要性を早くから指摘していた。現代では、国家のみならず、一

⁵⁹ Maurice Halbwachs, “La Memoire collective”, 『集合的記憶』、小関藤一郎訳、行路社、1989年、pp.40-43

⁶⁰ Ibid., pp.88

⁶¹ Ibid., pp.16-17

⁶² 歴史家のノラは、社会的アイデンティティーと記憶は同義語(synonymous)であるとしている。Pierre Nora, ‘Reasons for the Current Upsurge in Memory’ in “The Collective Memory Reader”, p. 441

⁶³ Ernest Renan, “Qu’est-ce qu’une Nations?” 『国民とは何か』、鶴飼哲訳、厚徳社、2005年、pp.61-62

国家内の民族集団、ホロコースト被害者や奴隷の子孫といった様々な集団が、自らのアイデンティティーの保持と連帯感の強化のために集合的記憶を活用する傾向が強まっている。皮肉なことに、国家であれ民族であれ、そもそも共同体という集団は想像上の存在でしかないため、共同体としてのアイデンティティーが弱まれば弱まるほど、共通の記憶を生成しなければならない必然性に迫られているという見方もできるであろう⁶⁴。

こうした、「記憶ブーム」⁶⁵とも呼ばれる現象は、和解にどのような影響を与えるのであろうか。記憶ブームは2つの効果をもたらしたとされている。1つは、記憶を政治的・商業的・観光目的に活用しようという傾向（記念碑の設置、記念遺産としての認定等）、もう1つは、過去についての仕事が歴史家の独占ではなく、様々な集団が自らの過去を形成できるようになったことである⁶⁶。記憶には、歴史のような客観性を要求されないだけに、政治的な思想や目的に基づく記憶の形成・再構築が容易であるという面がある。そのため、過去に敵対しあった集団が、それぞれに自己の集合的記憶を強化・主張することとなれば、対立をあおり、過去を記憶することが教訓となって将来の紛争を抑止するのではなく、むしろ紛争の火種となりかねない⁶⁷。とはいえ、大量の情報を瞬時に記録し、瞬時に世界中に伝達するツールを多くの人が有する現在、集団における記憶の構築や伝承・伝播を妨げることは不可能であろう。その意味では、言い古されたことであるが、過去を認識しつつも過去にとらわれない努力⁶⁸、そして、相互の記憶の食い違いを否定しあうのではなく、同一の事象についての異なる記憶をみとめ、複数の記念碑や記念の形態の並存を認める必要があるとされる⁶⁹。その上で、異なる記憶の存在が過去の敵対者同士を永久に隔てることなく、

⁶⁴ “Collective Memory Reader”, pp.194 - 195。丸岡高弘は、仏が「歴史の記憶法」を次々と策定する背景を分析し、記憶を「法制化」しようとする要求が生じるのは集団的記憶（ママ）の同質性が確保されなくなったからであるとして、意図的に集団的記憶を保持することは、逆に集団的記憶が危機に陥っているからにはほかならないとしている。「戦争の記憶と記憶の戦争」、p.96

⁶⁵ “The Collective Memory Reader”, p.14

⁶⁶ Pierre Nora, ‘Reasons for the Current Upsurge in Memory’, “Collective Memory Reader”, p.441。また、マーサ・ミノウは、記憶は政治のツールになりやすいとしている。“Between Vengeance and Forgiveness”, p.119

⁶⁷ ニーチェは、記憶の過剰は人間にとって害があり、過去が現在の墓堀人(gravedigger)にならないようにするためには、過去の記憶に一定の節度が必要としている。Friedrich Nietzsche, ‘On the uses and disadvantages of history for life’, “The Collective Memory Reader”, pp.75 - 76

⁶⁸ ニーチェは、記憶すること(historical)と忘れること(unhistorical)のバランスが重要としている。Ibid. pp.74-75。また、マーサ・ミノウも、多すぎる記憶と少なすぎる記憶は、「諸刃の刃」とみている。“Between Vengeance and Forgiveness”, p.119

⁶⁹ Ibid., P.138

むしろ和解に向けた道筋を後押しするようにするためには、犠牲者側は相手の集団構成員全体を悪者とみなして非人間扱いをする(dehumanize)といった誘惑に負けず、また、双方共に過去に向き合うのは現在や将来をより危険にするためではなく、より良いものにするためであるという強い意志を持ち続けることが不可欠となる⁷⁰。

(4) 真実の語り(truth telling)

記憶も歴史も一つではないにも関わらず⁷¹、その並存をお互い認めあうにはどうしたら良いか。第一は、言うまでもなく客観的な事実についての認識をできるだけ近づけ、次に具体的な事象や行動についての背景や影響についての認識を近づけるよう努力することであろう。特に、武力紛争中や独裁政権下で生じた個別具体的な活動・被害については文書に残されておらず(又は意図的に廃棄され)、客観的な証拠自体が乏しいことも事実に関する当事者間の認識の差異を広げる原因になっている。そのため、独裁政権下やアパルトヘイト体制下の人権侵害の個別具体的な事例については、被害者と加害者の証言により真実を解き明かすことを目的に、真実和解委員会(Truth and Reconciliation Commission: TRC 又は真実委員会)が活用されることが多い。加害者側の証言においては、処罰を恐れたり、自己正当化したりする可能性もあるので、例えば、南アのTRCでは、加害者からできるだけ広範かつ正確な証言を得るために、加害者の全面的な告白と引き換えに恩赦を与える制度を導入した。伝統的な恩赦制度では、敵対当事者間の戦略的・政策的考慮により、全員又は特定のカテゴリーの人に対して一括恩赦が与えられるため、一種の政治的取引との性格を有しており、正義の追求とは対立する。一方、1人1人の個別具体的な証言内容や証言に臨む姿勢や悔恨の念に応じて恩赦を与える制度は、正義の概念ともより調和的と言える⁷²。当然のことながら、当事者双方がどれほど誠実に証言をしたとしても、常に見解が一致するわけではなく、完全無欠の真実が明らかになるわけではない⁷³。それでも、被害者が自らの被害やその思いを公の場で証言することは、被害の事実が単に個人的な経験にとどまるのではなく、公的な認知という形で社会に受けとめられたという安心⁷⁴やトラウマ的体験を語りつくすことによるアイデンティティ及び社会性の回復といった心理的な癒し

⁷⁰ Ibid., P.146

⁷¹ Ibid., p.62,143,

⁷² Ibid. p.56 但し、南アのTRCは、ツツ大司教が委員長を務め、法衣を着て証言の場に出席したことから、むしろキリスト教の教義に基づく悔恨と赦しの行為という側面もあったと考えられる。

⁷³ Ibid., p.62

⁷⁴ Ibid., p.67

効果⁷⁵が得られるとされる⁷⁶（但し、女性に対する性的被害については、証言を行うこと自体について、被害者が非難を受け、当惑や恥をもたらすことが多いことに加え、証言をしたとしても、間接的又は付加的被害として真剣な検討の対象からはずされることが多いため、特別の配慮が必要とされる⁷⁷）。加えて、こうした活動を通じて、過去についてのより具体的な情報を得て、自らの中で消化することによって、苦しい経験を乗り越えて前に進もうとする意志や和解プロセスに参加しようという準備ができるという面があるとされ⁷⁸、近年は和解の手段の1つとして真実の語りが注目をあびている。言うまでもなく、真実の追究だけで和解が進むわけではなく、他の和解の手法や、場合によっては紛争の原因となった社会システム自体の変革といった方策と一体として取り組むが必要となる⁷⁹。

4. 和解の方策の適用

こうした様々な和解の手法は、具体的にどのような形で用いられているのであろうか。紛争の形態やアクターにより、和解に向けたプロセスも千差万別であるが、国家間の紛争と国内における紛争を区別した上で考察するのが一般的である⁸⁰。

(1) 国家間の紛争

前述の通り、国家間の紛争後には、通例「紛争解決」や「講和」といった概念が用いられ、「和解」という概念から語られることは少なかった。近年、国家間にも和解の概念が適用されるのは、民主主義の高まりによって、国家間の紛争の解決や新しい関係の構築に当たって、政府同士の関係や一部のエリートのみの方針で決定するだけでは持続性・安定性を欠くので、国民が相手国民をどう見るかといった国民レベルでのパーセプションの変化をも含んだ社会的・心理的なアプローチが必要とされるようになったためである⁸¹。

国家間の関係を敵対関係から友好関係に変化させるために、決定的な影響を有するのは、当該国が置かれたグローバルな国際戦略環境である。例えば、世界が東西グループに二分

⁷⁵ 真実の語りと癒しとの関係は、『語りえぬ真実』第9章（過去の傷から癒される）において詳しく取り上げられている。

⁷⁶ 『語りえぬ真実』, p.178 及び”Between Vengeance and Forgiveness”, p.65

⁷⁷ 『語りえぬ真実』, p.167-110

⁷⁸ Ibid.,p.299

⁷⁹ Ibid.,p.216-219

⁸⁰ ロング他は、国際社会は、その組織的・法的構造が国内社会と質的に異なるため区分が必要としている William J. Long and Peter Brecke, “War and Reconciliation”, MIT Press, 2003, p.114

⁸¹ Seunghoon Emila Heo, “Reconciling Enemy States in Europe and Asia”, Palgrave Macmillan, 2012, pp.68 -70

されるような冷戦構造の下では、同一のグループの下では関係強化は容易であるのみならず、自国の防衛や生存のために必須ともいえる。また、古来より、「敵の敵は見方」というような共同の仮想敵の存在や出現は、戦略的目的に基づく歩み寄りの強い誘引となる。さらに、多数国間の同盟強化が必要な場合には、同盟関係にある第三国から相互に歩み寄るよう外圧がかかる場合もある。従って、政府レベルでの和解に向けたプロセスでは、憎しみの有無といった要因ではなく、特定の国際戦略環境の中で、軍事・政治・経済的観点から自国の国益に基づく判断がなされ、国際環境が変化すれば、それに伴って和解の努力が進展したり、後退したりする場合もある⁸²。

また、民主主義国家においては、こうした政治的判断が国民レベルによって理解され、支持されることが必要となる。国民の幅広い理解がなければ、政権交替により、両国政府によりギリギリの妥協が図られて合意された成果が失われることになりかねない。そのため、政府のトップリーダーが強い指導力を発揮して、自国民に対してかつての敵対国に歩み寄ることの重要性を明確に説明すると共に、国民レベルでの嫌悪感や不信感を取り除くための息の長いアプローチ（文化交流、市民・青年交流、相互理解教育等）が重要となってくる。

ロングとブレックは、中印、独ソ、エジプト・イスラエルなど8つの二国間の和解に関するケース・スタディーを行い、どのような手法が和解の促進に効果があったかを分析している（筆者注：長きにわたり対立してきた国家同士の間を取りあっているため、「和解」というより、緊張緩和や歩みよりの事例ととらえるべきものも多い）。その結果、国家間関係を抜本的に改善するのに重要な要素として、①それぞれの国益上の合理的な目的（市場の獲得や財政援助等の経済的目的、地域への影響力強化や不安定な国境画定等の政治的目的）、②目的達成のための交渉を通じた思い切った譲歩(*costly concession*)による取引、③その取引が不満の残るものであっても受け入れるという明確なコミットメントを両国民に対して印象づけるための強いシグナル（トップリーダーの相互訪問、共同声明等）の三点をあげている（これを、“*rational choice, signaling model*”と名づけている⁸³）。こうした交渉の中で、賠償問題も取り扱われるが、単に損害額の取立てとして行われるのではなく、第三国との関係、当該地域での影響力等幅広い観点から交渉の一要素として検討される。加えて、国際社会においては、紛争当事者のいずれかが正しいかということを経済の上で立つ機関が

⁸² Ibid, pp. 72-75

⁸³ Ibid, p.116

強制的に判断するような制度、すなわち真実と正義を追及するようなシステムが十分でないため、真実追及や謝罪と赦しという手法はほとんどみられず、そのような行為があったとしてもあくまでも交渉の進展や成立を支えるための補助的な要素でしかないとしている⁸⁴。

こうした各国の国益に基づく交渉と妥協を通じた和解の促進は、便宜的な行為であり、道徳的・倫理的観点からは疑問との見方もありえよう。しかし、敵対した当事国同士は、当初相手の悪意を前提にし、強い不信感を持っているのが通例であり、相手の善意を前提にした協議や行動はいかにもナイーブである。そのような環境の中で、相互の信頼をいわばマイナス状態から徐々に形成し発展させていくためには、善意の想定から出発するのではなく、相手国側が国益に基づいた行動をしていると相互に認識することが、かえってお互いの行動や約束に対する信頼や安心感を高める。すなわち、国益に基づく行動こそが、相手の意図の真剣さや誠実さを保証するものとなる⁸⁵。このように、相手国とのより良い関係が自らの国益になるとの基本的な戦略的判断に立って、交渉と取引・約束の実行といった具体的な行動の積み重ねを通じて、不信感の減少をもたらし、敵対的な関係を協調的なものに変化させる過程が国家間の和解を促進する基本的なプロセスといえる。

(2) 国内における紛争及び政府による広範な人権侵害

近年における和解に関する研究の多くは、国家間の和解ではなく、人種・民族・宗教等に基づく国内紛争後及び、独裁政治や社会主義政権による弾圧・人権侵害後の和解に焦点を絞っている。その理由は、第一に、特に冷戦後の国内紛争が急増したこと、犠牲者も国内紛争によるものの方が多いことである。第二に、紛争・戦争状態から平和な状態へ転換するためには、国家間の紛争解決・講和プロセスである平和条約締結・領土画定・戦後賠償といった手法はそのまま適用できないこと。第三に、敵対してきた集団同士が、紛争や独裁政治等の終了後に、1つの国の「国民」として平和的に共存・共生するためには、単に法制度上の措置だけではなく、社会的・経済的・心理的な観点からの幅広い措置が必要なことである。そのうえ、国家対国家という組織＝国際法主体同士が敵対した場合に比し、相手が身近に存在しているため、より強い恐怖感や不信感を伴うことが多い。すなわち、敵対者が、相手「国」という抽象的な存在ではなく、より具体的かつビジブルな実体的対

⁸⁴ Ibid. 9.113

⁸⁵ Herbert C. Kelman, 'Building Trust among enemies: The central challenge for international conflict resolution', *International Journal of International Relations*, No. 29(2005), p.646

象として存在するため、相互の不信感や脅威は国家間関係以上に払拭しがたいものとなっていると想定される。

ロングとブレックは、チリ、エルサルバドル、モザンビーク、南ア等10の国内紛争や独裁政治の事例をとりあげ、どのような和解の手法をとった場合に、その後の紛争の再発予防が図られるのかを分析した結果、国家間の場合とは、和解のパターンに明らかな特徴が見出せるとしている⁸⁶。一言で言えば、紛争当事者間の協議や交渉による取引だけでは紛争の根を断ち切ることはできず、相互の被害・損失についての認識、真実の語り、アイデンティティーの再定義、部分的正義(partial justice short of revenge)といった時間のかかる粘り強い取り組みが不可欠としている。特に、初期の段階で重要なのが真実の語りと被害の公認とされる。双方の側が相手に対して被った被害や行為の背景を語る権利を認めることは、双方の側に一定の正当性(legitimacy)認めることとなり、更に犠牲者にとっては、被害の公的認知は尊厳の回復にもつながる。しかし、個人が紛争下の被害や抑圧された経験を語り、加害者側がそれに反論するような場面では、かえって両者の憤りをあおったり、古い傷を広げることにもなりかねない⁸⁷。こうしたリスクがあるとしても、初期の段階で、嘘をついたり、自分に都合の悪いことを隠したりしないという姿勢がとられれば、その後の様々な和解プロセスの土台となる誠実な話し合いの空間を提供するものとなる。次のステップとして、敵対者していたグループ双方のアイデンティティーの再形成と両者の関係を新たに定義づけるための制度的枠組み構築が必要となる。具体的な形態は様々であるが、少数派も含めた様々なグループの政治参加を可能にするような民主化プロセスの進展、各グループ間の対話の枠組みの構築、軍や警察の政治における役割の低下といった手法がとられることが多い。

これに加えて、一定の正義の追及が行われることが多い。しかし、様々な理由により完全な正義の追及は実施されず、部分的な訴追や処罰となるケースが多い。その理由は、完全な正義の追及には紛争前の権力者が応じないこと、無理に実行すると反発が起こって紛争が再燃する可能性があること、直接人権侵害に関わっていない多くの人も間接的・非公式に侵害行為を支持したり、黙認したりしており、具体的に誰のどのような行為が処罰に

⁸⁶ “War and Reconciliation”, pp.35-65

⁸⁷ Ibid, p.68。また、ヘイナーは、被害者と目撃者が真実和解委員会で証言することにより、再トラウマ化されることがあり、錯乱、恐怖感、食欲不振、不眠といった症状を伴うほど過酷なものになりえるとしている。『語りえぬ真実』、p.188

値するかという判定自体が難しいこと等があげられる⁸⁸。なお、米議会の奴隷制度及び黒人差別に対する謝罪決議⁸⁹において、純粋な謝罪が癒しや和解を促進するとうたわれている通り、国内における和解プロセスにおいては、国家間の争いに比して、謝罪が重要な要素となることが多い。こうした長いプロセスを経て、最後に、敵対した者同士の関係が変化したことを象徴するようなセレモニー、記念碑、交流事業、教科書の書き換え等が行われ、過去と一線を画した新たな関係が成立する⁹⁰。

(3) 植民地主義

植民地は、15世紀のポルトガル、スペインによる海外領土獲得競争を皮切りに、世界中に広まった。植民地獲得の正当化には、「無主地」の獲得、未開の地への文明やキリスト教の普及等の理論が用いられた⁹¹。第二次世界大戦後に成立した国連憲章では、国連の目的の一つとして、「人民の同権及び自決の原則」の尊重を掲げ（第1条第二項）、500年にもわたる植民地の歴史に終止符を打とうとした。但し、これは国連の「原則」といういわば方針を示すものであり、当然のことながらこの原則の成立を以って直ちに植民地の法的地位が変わるものではなかった。憲章制定後も多くの植民地が存続したため、1960年には、植民地独立付与宣言⁹²が国連総会で採択され、「あらゆる形態の植民地主義が迅速かつ無条件に終結する必要性」が宣言された⁹³。その後、植民地は武力闘争や交渉によって相次いで独立を遂げたが、植民地であった国の多くは、独立後も旧宗主国と政治的・経済的・歴史的に特別の関係性を有している。植民地経営の具体的方法は様々であるが、植民地主義自体は、欧州諸国によって広く実施され、国際法上違法とはされていなかった。しかし、

⁸⁸ Ibid. p.72

⁸⁹ 米下院決議 H.RES.194（2008年7月29日採択）及び米上院決議 S.CON.RES.26（2009年6月18日採択）

⁹⁰ Bar-Tal は、国内紛争後の和解には、真実の語り、慈悲、正義、共同の未来という平和の4つの概念が重要としている。Daniel Bar-Tal, 'From Intractable Conflict from Conflict resolution to Reconciliation: Psychological Analysis', *Political Psychology*, Vol.21, No.2, 2000, p.356

⁹¹ 例えば、フランスが北アフリカに植民地を築いていた当時、植民地化とは、地上と地下に眠っている資源をあらゆる住民の利益のために活用するということにより、征服された民に慈善をもたらすという慈善事業であるというのが、政治家の言説や学校教科書の記述であったとされる。Guy Perville, "La guerre d'Algerie", 『アルジェリア戦争』、渡邊祥子訳、白水社、2012年、p.15

⁹² Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples, A/RES/1514, 14 December 1960. (なお、投票結果は、賛成89、反対0、棄権9)

⁹³ この宣言の内容については、単なる憲章の立場の確認を超えて、内容的に憲章を陵駕する面があるとされている。杉原高嶺、『国際法学講義』、有斐閣、2011年、p.183

多くの場合、土地・天然資源や労働力の搾取的利用が行われ、かつ、現地人による反乱が警察力・武力により抑圧され、また、現地の言語・文化等のアイデンティティーが破壊されるなど、かつての植民地と旧宗主国との関係は対立や不満の種を有し、緊張をはらむものである。

ところが、こうした関係について和解という観点から扱っている研究は極めて少ない。その理由を推察すると、第一に、二国間の戦争と異なり、講和というプロセスは適用されず、第二に国内紛争でもないため、国内の安定や国民の連帯感醸成を目的とする国内紛争に典型的な和解プロセスも適用しがたい。更に、独立した国の側は、通常政治的・経済的に弱い力しかなく、対等なパートナーとしての交渉になりにくい面もある⁹⁴。別の見方をすれば、植民地主義下におかれた国々と旧宗主国政府との関係は、一国における政府による上からの抑圧という国内紛争に似た側面がある一方、独立後は主権国家同士の関係という二面性を有する。また、今日においては、植民地主義は抑圧の歴史であり道義的に非難されるべきものであるという点は広く理解されているものの、当時は正当な国家戦略として広範に実施され、現地での法制度の構築やインフラの建設等その後の発展の基礎として活用しうる事業も行われたとの見方もある。こういった事情を背景に、植民地独立後の和解は、構造的に極めて複雑なものとなる⁹⁵。

国家間の戦争や国内紛争の場合と比較して、植民地独立後の和解の手法にはどのような特徴が見られるのであろうか。まず、謝罪や遺憾の意の表明に関しては、旧宗主国側は植民地統治という歴史については、基本的に遺憾の意を表しているが、公式に謝罪を表明した例は（筆者注：apology や I am sorry という文言を用いたもの）ほとんどみられない。例えば、イングランド王がアイルランド王を兼ねて以来実態的に約400年間（公式併合以降約120年間）アイルランドを制圧・統治してきた英国は、2011年のエリザベス女王訪愛時の公式スピーチ⁹⁶の中で、両国間の歴史を「悲しく遺憾な現実（sad and

⁹⁴ ケルマンは、両当事者が力や発展段階において非対称の関係にある場合、本来平等と相互主義を基本とする協力関係を築くのは特に困難としている。Herbert C. Kelman, 'Transforming the Relationship between former enemies: A social-Psychological Analysis', in "After the Peace: Resistance and reconciliation", edited by R.L. Rothstein, Lynne Rienner 1999, p.202

⁹⁵ Heo は、植民地の経験に関する和解が極めて複雑なものとなる理由として、当時責任を有していた植民地政府が存在しない一方、現地住民には心理的な癒しや物質的な賠償の問題が残ることをあげている。"Reconciling Enemy States in Europe and Asia", p.130

⁹⁶ 2011年5月18日の公式晩餐会でのスピーチ。テキストは次のサイトを参照した。<http://www.bbc.co.uk/news/world-europe-13450099>（2013年11月15日アクセス）

regrettable reality)」と位置づけ、「問題の多かった過去(troubled past)」に「真摯な思いと深い共感(sincere thoughts and deep sympathy)」を表明している。また、アルジェリアは、フランスが1830年の軍事占領した後、フランスの国内県として130年以上にもわたり仏の統治下にあった。アルジェリアを2012年12月に訪問したオランド仏大統領は、アルジェリア議会での演説⁹⁷で、132年間にわたる植民地主義は「極めて不正義で野蛮」な制度だと位置づけ、暴力、不正義、虐殺、拷問についての真実を認識する義務があり、全ての記憶を尊重すると述べた。一方、その前日の公式記者会見では、ある記者より「過去の問題について悔恨の意を表したり、謝罪をするのか」と質問されたのに対し、同大統領は、「過去や植民地主義、戦争や悲劇についての真実を語る」と述べつつ、謝罪や悔恨の意図はないこと暗に示した⁹⁸。現在の価値基準に照らせば、植民地主義が不適切な政策であったと認めつつも、旧宗主国側が一貫して謝罪に消極的なのは、当時は合法かつ正当な施策として行ってきたとの考え方に加え、謝罪は容易に責任問題としての賠償に結びつきやすいとの側面も考えられる。

植民地政策に関して賠償や補償の手法は適用されたのであろうか。いうまでもなく、植民地制度自体は戦争ではないので戦争に関する戦費賠償も、勝者の敗者に対する取立てとしての賠償も適用されない。また、国際法上違法な行為にも当たらないため、旧宗主国側は賠償を行わず、代わりに一定の同義的責任を踏まえて新たに独立した国に経済的援助を行う形で処理することが一般的となっている⁹⁹。しかしながら、多くが植民地であったアフリカ諸国は、こうした経済援助を受けつつも思うように経済発展が進まず、かつ、1980年代末から米国日系人への補償、加及び豪の先住民への補償等、かつて抑圧された集団への補償が先進国において次々に実施されるのを目の当たりにして、団結して賠償要求の声をあげるようになった。具体的には、1991年にアフリカ統一機構(Organization of African Union: OAU)の閣僚理事会が「同様の辛苦と不正義におかれた他の集団が十分な賠

97

<http://www.elysee.fr/videos/allocution-du-president-de-la-republique-devant-les-2-chambres-reunies-du-parlement-algerien/> (2013年10月15日アクセス)

⁹⁸<http://www.elysee.fr/conferences-de-presse/article/conference-de-presse-de-m-le-president-de-la-republique-a-alger/> (2014年1月10日アクセス)

⁹⁹ 日韓間の請求権問題が、無償3億ドルと有償2億ドルの経済協力によって処理されることになったのは、英仏等の植民地が独立する際にこれら諸国が新しい国の門出の祝いをおかねて経済建設の資金を提供したとの処理にならったものとされている。参議院日韓条約等特別委員会における椎名外相(当時)の答弁。同委員会議事録第5号(昭和四十年十一月二十六日), p.21

償と関心を受けていることに留意し」、搾取と奴隷制度に対する賠償を検討するための賢人会議の設置を決定した¹⁰⁰。さらに1993年には、奴隷と植民地主義に対する賠償を求めらる汎アフリカ会議が開催され、その中では、アフリカの受けた被害は単に過去のものではなく、現在の生活にも及んでいるとし、また、ホロコースト犠牲者や日系米国人への賠償を先例として明示しつつ、賠償請求は国際法に十分な根拠を有すると主張する宣言を採択した¹⁰¹。この主張の新しい点は、単に当時の被害の賠償のみではなく、植民地化が現在の貧困の原因であるとして、債務の帳消しまで求めていることである。こうした要求は、旧宗主国側にとって到底受け入れられるものではないが、アフリカ諸国は国連の会議での意見の反映¹⁰²や奴隷制度に関する賠償を求めるカリブ海諸国との連携強化する¹⁰³など、要求運動は広がりを見せた。

近年では、政府レベルの賠償要求に加え、植民地時代の個別具体的な抑圧行為に関する個人による損害賠償請求も相次いでいる。注目に値するのは、ケニアにおけるマウ・マウ¹⁰⁴の(Mau Mau)反乱に関する英政府への損害賠償請求である。英政府によれば、1952年から63年にかけて、マウ・マウによる抵抗運動に際して、植民地政府は非常事態令を適用して不当な拘禁、死刑、拷問等を行った結果、多くのケニア人が犠牲になった¹⁰⁵とされる。2009年に拷問等の被害を受けたケニア人が5件の訴訟を英裁判所に提訴したのに対し、英政府は現地植民地政府の権利義務関係は全てケニア政府に引き継がれたことや出訴期限の経過などを理由に訴えを認められるべきではないと主張した。しかし、裁判所は5件のうち3件の実質審議入りを認めた。控訴審で審議中の2013年6月に、英政府は5228名の拷問の犠牲者に総計1990万ポンドの和解金(settlement)を支払うと共に、

¹⁰⁰ CM/Res.1339(LIV))

¹⁰¹ The Abuja Proclamation, Abuja Pan-African Conference on Reparations for African Enslavement, Colonization and Neo-colonization, April 27-29,, 1993

¹⁰²植民地主義が世界における社会的・経済的の要因の一つであるとの主張は、2001年の「人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容に関する世界会議」で採択されたダーバン宣言にもパラ14にも反映されている。

¹⁰³ アフリカ連合とカリブ共同体は、2007年に共同で賠償に関する国際委員会を設置した。同年、国連総会では、200年前に大西洋奴隷貿易が廃止されたことを記念して、3月25日を「奴隷廃止に関する国際日」とすることが決定された。A/RES/62/122

¹⁰⁴ 英国の支配からの自由を求めて秘密裏に結束した4つの部族から成る集団とされている(駐日ケニア共和国大使館の「ケニア小史」より)

http://www.kenyarep-jp.com/kenya/history_j.html (2013年11月20日アクセス)

¹⁰⁵2013年6月6日のヘイグ外相のマウ・マウ訴訟の和解(settlement)に関する声明より。
<https://www.gov.uk/government/news/statement-to-parliament-on-settlement-of-mau-mau-claims> (2013年11月20日アクセス)

犠牲者のための記念碑をナイロビに建設することにより、本件についての和解(reconciliation)を促進したいと発表した。この支払いは、賠償や補償といった名称ではないが、実態的には植民地時代の圧制の被害者に対する損害賠償とみることができ、植民地主義に関する一切の賠償義務を否定するこれまでの英政府の方針と矛盾するのではないかとの点が英国議会において議論となった。これに関し、ヘイグ外相は、英政府としては、20世紀半ばに生じた問題について50年、60年も経た現在の納税者が負担するのは不相当であり、あくまでも植民地政府の行為に対する責任は今後も否定し続けるとした上で、ケニアという重要な国との関係も考慮して、今回は例外的に和解金による支払いで決着をつけることが英国民の利益になると判断したと説明した¹⁰⁶。このケースは特定の集団の反乱に対する過度の弾圧という限定的な対象に対する措置であるが、これが唯一の例外的なケースにとどまるのか、他の植民地主義に関する賠償問題へ何らかの波及効果をもたらすのかは予断を許さない¹⁰⁷。

上述の通り、植民地主義に関しては、謝罪の求めに対して遺憾の意の表明、賠償の代わりに経済協力という形での対応が、いわば国際スタンダードになっており、旧宗主国と植民地であった国の双方の思いの違いが完全に解消することは難しい。その一方、植民地主義が誇るべき政策ではなく、反省すべき不幸な過去であり、これを適切に記憶することが望ましいことについては基本的な合意があるといえる。従って、本来は、記憶や歴史に関する取り組みこそ、関係当事者が協力すべき分野であるが、国家間や国内での争いの場合以上に、植民地主義に関する過去の記憶や歴史についての認識・教育は複雑な問題を提起する。

特に、この問題の複雑さを示す一例が、前述のフランスとアルジェリアの関係であろう¹⁰⁸。他の植民地と異なり、仏はアルジェリアを自国の県として併合し¹⁰⁹、農地の払い下げ等を通じて多くの国民が移住(植民)し、数世代にわたって居住した。しかし、「原住民」との

¹⁰⁶ 2013年6月6日の英下院議会(House of Commons)におけるヘイグ外相答弁。

¹⁰⁷ マウ・マウに関する訴訟を担当したロー・ファーム(Leigh Day)によれば、奴隷貿易に関する賠償を求めているカリブ共同体は、英・仏・蘭に対して賠償を要求する上での法的課題を克服するため、同社に法的助言を求めており、同社は協力していくとしている。
<http://www.leighday.co.uk/News/2013/July-2013/UK-law-firm-advises-Caribbean-reparations-committee> (2013年12月10日アクセス)

¹⁰⁸ 独立前後における仏とアルジェリアの関係は、『アルジェリア戦争』を参照した。

¹⁰⁹ 併合した結果、アルジェリアの「原住民」はフランス国籍を得たが、フランスの市民権は有していないため、通常の意味としての植民地とみなすことができる。『アルジェリア戦争』、p.18

経済・社会的格差は大きく、第二次大戦中に独立運動が開始され、50年代半ばにはテロを用いた独立闘争とそれに対する激しい弾圧・軍事行動の応酬となった。ド・ゴール大統領は交渉を通じて脱植民地化を図ろうとしたが、すでに数世代にわたり植民していたアルジェリアのフランス人や仏軍の中で断固としてアルジェリアを仏国にとどめておくべきとの強硬派によって秘密武装結社が組織され、軍事クーデターまで企てられた。アルジェリアのフランス人は秘密結社による武力による独立運動阻止を支持したが、仏本国ではテロの応酬に終止符をうつためアルジェリアを手放すべきとの意見が多数を占めるなど、仏国民の世論が二分された¹¹⁰。秘密結社はアルジェリアのみならず欧州各地でテロ活動を行い、現地では仏国民同士の戦争の様相を呈した。さらに、アルジェリアの仏正規軍は「アルキ(haruki)」¹¹¹と呼ばれる現地人の補充兵を雇用したため、彼らは、独立闘争を進める団体と戦うことになり、独立後アルジェリア人に「裏切り者」として差別された。仏・アルジェリア双方において、多くの人々が多様な形で犠牲になった上、同国民同士の戦いの要素もあって、あの戦いがどのような意味を持つのかについて統一的な見解が成り立ちえない、深い傷を残した。そのため、仏政府は当初忘却政策をとり、家や財産を失い、見捨てられたと感じる約100万人もの「引揚者」や、「裏切り者」扱いされたハルキの困難な記憶は抑圧されていた¹¹²。しかし、彼らの苦難や犠牲を認知してほしいとの要求は消えることはなかった。1995年にシラク大統領がナチ占領下でのユダヤ人大量検挙にフランス人が加担したことを公式に記憶する方針を表明したことを契機に、アルジェリアでの拷問や殺人を不問に付すのはダブルスタンダードとの批判が生じ、1999年には、それまで「秩序維持作戦」と通称されてきた戦争を、正式に「アルジェリア戦争」と呼称するための法律¹¹³が制定された。そして、この戦争に関する多様な記憶を有する集団が、自らの記憶を単に個人的記憶ではなく、歴史の中に位置づけたいという思いが強まっていった。その1つが、植民地時代には悪いことのみではなく、良いことも成し遂げたという引揚者の思いであり¹¹⁴、2005年の引揚者感謝法¹¹⁵第4条第二項において、「学校の教科は、・・・特に

¹¹⁰ Ibid., p.126

¹¹¹ 現地における労働契約で雇用され、諜報活動、警護、治安維持等に従事した人々で、1961年には、約20万人いたとされている。高山直也、「フランスの植民地支配を肯定する法律とその第4条第2項の廃止について」、『外国の立法229』（2006. 8）、p.107

¹¹² 松沼美穂、「植民地支配の過去と歴史・記憶・法 近年のフランスでの論争から」、『ヨーロッパ研究』第6号（2007年）、p.121

¹¹³ Loi no.99-882（1999年10月18日）

¹¹⁴ 高山直也、「フランスの植民地支配を肯定する法律とその第4条第2項の廃止について」、

北アフリカにおけるフランスの存在の肯定的役割を特に認め・・・」という形で反映された。これに対してアルジェリア大統領が激しく反発し、また、常日頃から社会的格差などに不満を有していた北アフリカからの移民の若者が暴動を起こして社会不安につながった。さらに、ピエール・ノラなど著名な知識人が歴史に政治を持ち込むことに反対するアピールを出した¹¹⁶。最終的にシラク大統領は、大統領令によって同条を廃止したが、この事例は、植民地時代及び独立戦争に関わる経験と記憶が、一国内においても集団によって大きく異なることが、和解を妨げ、対立を深める要因にさえなることを如実に示しているといえる。

特に、多くの植民地が独立を遂げた60年代からほぼ半世紀をすぎ、当時の苦難を自ら経験した世代が失われつつある。残された人々の人生も短くなっている現在、自らの人生に一定の価値を見出すと共に、自己の属する集団の「集合的記憶」を強固なものにし、次世代にひきつぐ最後の機会となっている。このことが、記憶をめぐる闘争をむしろ激化している要因となっているのではないかと考えられる。

おわりに

和解をめぐる世界の状況を俯瞰すると、紛争当事者の性質や関係によって、どのような手法やプロセスを経るのかについて一定のかたちが看取できるが、謝罪、賠償、記憶といった特定の手法が必ず和解に結びつくとはいい難い。また、争いの原因や紛争当事者が全く異なっても、和解をめぐる様々な運動が国境をまたいで影響を与え合っている。

遠い昔に和解の1つのかたちであった「恩赦と忘却」は過去のものとなり、80年代以降世界的に活発になった記憶をめぐる競争によって、和解は更に難しくなったようにさえ見える。和解をめぐる動きが今後どのように進展するのかは不明であるが、今後も国際的な人権意識の高まりは、犠牲者の地位を向上させ、情報や人の移動のグローバル化は、賠償、謝罪や記憶をめぐる様々な運動の横の連携を加速すると考えられる。こうした運動は、単に過去におこった出来事の処理を求めているのみならず、集団としてのアイデンティティや誇り、現在の社会・経済面での制度的不満に結びついていることも多く、対応は容易でない。しかも、各々の当事者内部には、様々な利害や思いを抱えた集団があり、いか

p.98

¹¹⁵ Loi no.2005-158(2005年2月23日)

¹¹⁶ 「歴史の自由(Liberte pour l'histoire)」と題する連名のアピールは La liberation 紙2005年12月13日号に掲載された。

なる解決策といえどもコンセンサスを得ることは難しい。こうした、極めて複雑な方程式の中で、和解へどのように取り組むべきであろうか。

最も重要な前提条件は、和解に対するコミットメントではなかろうか。どのような手法をとろうとも、争いの前の状況に戻ることはできず、双方が完全に満足する解決策はない。では、何のために困難な和解の努力をするのであろうか。それは、より良い関係を築くためであり、それには双方にとって利益になるとの確信が不可欠である。和解が双方向のコミュニケーションのプロセスである以上、また、両者に一定の妥協を必要とする以上、両者がこうした確信を持つことが全体のプロセスを通じて最も重要な基盤であると考えられる。また、ある和解の方策が合意されても、それが繊細なバランスの上に成り立っているため、その合意を守ること自体にも、多大な努力が必要となることを認め合うことも必要であろう。

特に、記憶や歴史の分野においては、各当事者の統一的な立場や見解を得ることは極めて困難である。相容れない記憶を相互に否定しあうのではなく、それぞれの負った痛みや苦難を包括的にとらえようと努力をすること、そして、過去の苦難に関する記憶を次世代に引き継ぐのは、次世代に対立の種を手渡すためではなく、より良い未来のためであることを明確に意識することが求められているのではないか。

河原節子（一橋大学法学研究科 教授（外務省より出向））